

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月23日
【発行者の名称】	株式会社CCNグループ (CCN Group Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐野 正憲
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目7番4号
【電話番号】	03-5289-9341
【事務連絡者氏名】	常務取締役企画本部長 佐野 健悟
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社CCNグループ https://www.ccn-g.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 8 期（中間）	第 9 期（中間）	第10期（中間）	第 8 期	第 9 期
会計期間	自2023年 4 月 1 日 至2023年 9 月30日	自2024年 4 月 1 日 至2024年 9 月30日	自2025年 4 月 1 日 至2025年 9 月30日	自2023年 4 月 1 日 至2024年 3 月31日	自2024年 4 月 1 日 至2025年 3 月31日
売上高（千円）	2,504,021	2,210,290	2,161,516	5,120,599	4,423,315
経常利益（千円）	111,620	26,840	8,818	271,000	97,887
中間（当期）純利益（千円）	65,799	9,025	970	171,852	58,768
持分法を適用した場合の 投資利益（千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
発行済株式総数（株）	906,000	906,000	906,000	906,000	906,000
純資産額（千円）	487,590	567,472	600,497	593,643	617,216
総資産額（千円）	2,011,441	1,680,529	1,731,473	1,968,126	1,707,334
1 株当たり純資産額（円）	538.18	641.57	678.91	655.24	697.81
1 株当たり配当額 （うち 1 株当たり中間配当 額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	20.00 (—)
1 株当たり中間（当期） 純利益金額（円）	72.63	9.98	1.10	189.68	65.72
潜在株式調整後 1 株当たり 中間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	24.2	33.8	34.7	30.2	36.2
自己資本利益率（％）	13.5	1.6	0.2	31.2	9.7
株価収益率（倍）	—	—	—	9.2	—
配当性向（％）	—	—	—	—	30.4
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	163,114	169,139	126,334	148,796	55,150
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	117,136	30,314	△1,181	118,936	30,154
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	19,545	△145,711	25,214	△221,013	△115,091
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高（千円）	870,383	671,050	737,888	617,307	587,520
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕（名）	146 〔15〕	131 〔13〕	143 〔13〕	137 〔14〕	128 〔13〕

（注） 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりま

せん。

4. 第8期中間期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第9期中間期、第9期及び第10期中間期の株価収益率は、前中間会計期間、前事業年度及び当中間会計期間において売買実績が存在しないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 第8期中間期の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第8期の財務諸表及び第9期の財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条の第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。また、第9期中間期の中間財務諸表及び第10期中間期の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条の第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)
143 [13]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界的な物価上昇や金融引締め長期化、米国の政策動向などの影響により、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような環境下において、当社を取り巻く情報サービス市場では、企業及び官公庁におけるクラウド環境への移行や、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進に伴う情報活用需要が引き続き堅調に推移しております。加えて、大企業を中心に利用が進んでいるSAP ERP（ECC6.0）のサポート終了（2027年予定）を見据えた、SAP S/4 HANAへの移行需要が高まりを見せており、この傾向は2027年以降もしばらく継続するものと見込まれます。

当社は、主要顧客である大手SIerからの委託を受け、SAP S/4 HANA移行案件を多数実施しております。また、SAP等の業務パッケージでカバーできない周辺業務については、Webやクラウド技術を活用したオープン系アプリケーション開発を積極的に展開しております。さらに、顧客が保有するデータの利活用を支援するデータドリブン型システム開発にも注力し、付加価値の高いソリューション提供を進めております。

一方で、当中間期においては、複数の顧客企業におけるシステム導入案件で、トランプ関税等の影響による投資判断の先送りや導入時期の遅延が発生し、当社の上期計画に影響を及ぼしました。主要顧客である日立システムズ、NECソリューションイノベータ向けの案件は堅調に推移し、過去最高の売上高を計上することができましたが、一部主要外取引先においては売上高が減少いたしました。

今後は、上期における遅れを挽回すべく、主要外取引先との関係強化及び新規顧客開拓を重点施策として推進してまいります。併せて、上場企業としてのガバナンス及びコンプライアンス体制を基盤に、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は2,161,516千円（前年同期比2.2%減）、営業利益は7,970千円（前年同期比66.8%減）、経常利益は8,818千円（前年同期比67.1%減）、中間純利益は970千円（前年同期比89.2%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前期末比150,367千円増加し、737,888千円となりました。当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は126,334千円となりました。これは主に仕入債務の減少12,900千円、棚卸資産の増加8,305千円により減少したものの、売上債権の減少101,384千円及び法人税等の還付額25,933千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は1,181千円となりました。これは主に長期貸付けの回収による収入で4,000千円増加したものの、定期預金の預入による支出で2,412千円及び保険積立金の積立による支出で2,823千円減少したためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は25,214千円となりました。これは主に借入金の返済による支出で73,454千円、社債の償還による支出で20,000千円、配当金の支払による支出で17,690千円減少したものの、借入による収入で136,740千円増加したためであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、システムの提案・構築・保守等に係るサービスの提供を行っており、そのサービスの性格上、生産実績という区分は適当でないため、記載しておりません。

(2) 受注状況

当社は、システムの提案・構築・保守等に係るサービスの提供を行っており、そのサービスの性格上、受注実績という区分は適当でないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を財又はサービスの種類ごとに示すと、次のとおりであります。

財又はサービスの種類	販売高(千円)	前年同期比(%)
準委任契約等	2,087,769	99.4
請負契約	73,747	66.8
合計	2,161,516	97.8

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社日立システムズ	822,156	37.2	933,153	43.2
JALデジタル株式会社	263,541	11.9	223,062	10.3

2. 株式会社JALインフォテックは、2025年4月1日付でJALデジタル株式会社に社名変更しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること

（a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a） TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5 【重要な契約等】

パートナー契約

契約会社名	国名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約内容
SAPジャパン株式会社	日本	SAP Partner Edge Open Ecosystem	2016年4月25日	1年毎の自動更新	SAP ERPパッケージと構築環境の使用を許諾されるもの

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

当中間会計期間末における総資産は、前期末比24,138千円増加し、1,731,473千円となりました。流動資産につきましては前期末比31,266千円増加し、1,598,938千円となりました。これは主に売掛金が175,130千円、未収還付法人税等が25,933千円それぞれ減少する一方で、現金及び預金が152,780千円、契約資産が73,746千円増加したこと等によるものであります。固定資産につきましては前期末比7,127千円減少し、132,535千円となりました。これは主に繰延税金資産が6,314千円減少したこと等によるものであります。

(負債の部)

当中間会計期間末における総負債は、前期末比40,857千円増加し、1,130,976千円となりました。流動負債につきましては前期末比50,359千円増加し、868,214千円となりました。これは主に買掛金が12,900千円減少する一方で、短期借入金が36,740千円、未払消費税等が14,964千円、1年内返済予定の長期借入金が7,229千円増加したこと等によるものであります。固定負債につきましては前期末比9,501千円減少し、262,761千円となりました。これは主に長期借入金が19,317千円増加する一方で、社債が20,000千円、役員退職慰労引当金が8,430千円減少したこと等によるものであります。

(純資産の部)

当中間会計期間末における純資産は、前期末比16,719千円減少し、600,497千円となりました。これは主に中間純利益の計上により利益剰余金が970千円増加する一方で、配当の支払いにより17,690千円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間会計期間 末現在発行数 (2025年9月30日) (株)	公表日現在 発行数 (2025年12月23日) (株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,600,000	2,694,000	906,000	906,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,600,000	2,694,000	906,000	906,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	—	906,000	—	45,000	—	99,372

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社K S	東京都渋谷区本町二丁目16番5号	537,000	60.71
株式会社M S	東京都渋谷区本町二丁目16番5号	133,500	15.09
大須賀 哲	埼玉県鴻巣市	75,000	8.48
佐野 正憲	東京都渋谷区	35,000	3.96
望月 睦久	埼玉県南埼玉郡宮代町	35,000	3.96
間仁田 昇	埼玉県川越市	12,000	1.36
藁科 卓也	千葉県船橋市	11,000	1.24
杉山 量良	神奈川県横浜市港北区	10,000	1.13
大野 綾子	東京都文京区	6,500	0.73
福留 裕高	千葉県千葉市美浜区	6,000	0.68
計	—	861,000	97.34

- (注) 1. 当社は、自己株式21,500株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、上記の株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除して計算しております。
2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 株式会社K S及び株式会社M Sは代表取締役佐野正憲の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 21,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 884,500	8,845	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	906,000	—	—
総株主の議決権	—	8,845	—

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社C C Nグループ	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目7番4号	21,500	—	21,500	2.37
計	—	21,500	—	21,500	2.37

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年 4 月	2025年 5 月	2025年 6 月	2025年 7 月	2025年 8 月	2025年 9 月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年 4 月から2025年 9 月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役員の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役 管理本部長	取締役 管理本部長	大野 綾子	2025年 6 月 27 日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性11名 女性 1 名(役員のうち女性の比率8.3%)

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 929,011	※2 1,081,791
売掛金	595,991	420,860
契約資産	—	73,746
仕掛品	2,210	10,475
貯蔵品	182	223
前払費用	13,544	11,031
未収還付法人税等	25,933	—
その他	797	809
流動資産合計	1,567,671	1,598,938
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	14,022	12,913
工具、器具及び備品(純額)	2,088	1,615
リース資産(純額)	2,853	2,464
有形固定資産合計	※1 18,964	※1 16,993
無形固定資産		
ソフトウェア	1,922	1,556
その他	0	0
無形固定資産合計	1,922	1,557
投資その他の資産		
出資金	10,130	10,130
長期貸付金	30,000	26,000
長期前払費用	15,958	14,742
繰延税金資産	19,267	12,952
敷金及び保証金	29,434	29,397
保険積立金	32,126	34,901
その他	12,948	12,948
貸倒引当金	△31,090	△27,090
投資その他の資産合計	118,775	113,983
固定資産合計	139,663	132,535
資産合計	1,707,334	1,731,473

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	274, 772	261, 872
1 年内償還予定の社債	40, 000	40, 000
短期借入金	※2、3 275, 760	※2、3 312, 500
1 年内返済予定の長期借入金	140, 758	147, 987
リース債務	767	773
未払金	10, 869	11, 470
未払費用	11, 448	15, 116
未払法人税等	620	1, 376
未払消費税等	※4 5, 569	※4 20, 533
預り金	17, 764	19, 459
賞与引当金	39, 526	37, 125
流動負債合計	817, 855	868, 214
固定負債		
社債	20, 000	—
長期借入金	179, 267	198, 584
リース債務	2, 245	1, 857
役員退職慰労引当金	70, 750	62, 320
固定負債合計	272, 262	262, 761
負債合計	1, 090, 118	1, 130, 976
純資産の部		
株主資本		
資本金	45, 000	45, 000
資本剰余金		
資本準備金	99, 372	99, 372
資本剰余金合計	99, 372	99, 372
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	508, 039	491, 320
利益剰余金合計	508, 039	491, 320
自己株式	△35, 195	△35, 195
株主資本合計	617, 216	600, 497
純資産合計	617, 216	600, 497
負債純資産合計	1, 707, 334	1, 731, 473

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
売上高	※1 2,210,290	※1 2,161,516
売上原価	1,912,834	1,850,517
売上総利益	297,455	310,999
販売費及び一般管理費	※2 273,421	※2 303,028
営業利益	24,034	7,970
営業外収益		
受取利息	77	1,639
受取配当金	261	261
助成金収入	800	1,727
保険解約返戻金	22,153	6
貸倒引当金戻入額	—	4,000
その他	830	588
営業外収益合計	24,123	8,224
営業外費用		
支払利息	4,480	5,492
支払保証料	546	1,565
支払手数料	476	319
貸倒引当金繰入額	15,000	—
その他	813	—
営業外費用合計	21,317	7,377
経常利益	26,840	8,818
税引前中間純利益	26,840	8,818
法人税、住民税及び事業税	15,310	1,533
法人税等調整額	2,504	6,314
法人税等合計	17,815	7,847
中間純利益	9,025	970

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	45,000	99,372	99,372	449,270	449,270	—	593,643
当中間期変動額							
剰余金の配当							
中間純利益				9,025	9,025		9,025
自己株式の取得						△35,195	△35,195
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	9,025	9,025	△35,195	△26,170
当中間期末残高	45,000	99,372	99,372	458,296	458,296	△35,195	567,472

	純資産合計
当期首残高	593,643
当中間期変動額	
剰余金の配当	
中間純利益	9,025
自己株式の取得	△35,195
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	
当中間期変動額合計	△26,170
当中間期末残高	567,472

当中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

(単位：千円)

</

	純資産 合計
当期首残高	617,216
当中間期変動額	
剰余金の配当	△17,690
中間純利益	970
自己株式の取得	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	
当中間期変動額合計	△16,719
当中間期末残高	600,497

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	26,840	8,818
減価償却費	2,146	2,336
貸倒引当金繰入額	15,000	—
貸倒引当金戻入額	—	△4,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△15,440	△2,401
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	37,532	—
受取利息及び受取配当金	△338	△1,901
支払利息	5,494	7,377
助成金収入	△800	△1,727
売上債権の増減額 (△は増加)	324,989	101,384
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△4,270	△8,305
仕入債務の増減額 (△は減少)	△70,088	△12,900
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△31,263	14,964
その他の資産の増減額 (△は増加)	△8,042	3,753
その他の負債の増減額 (△は減少)	△16,928	△2,465
その他	△21,340	△6
小計	243,491	104,925
利息及び配当金の受取額	273	1,744
利息の支払額	△6,093	△7,377
助成金の受取額	800	1,727
法人税等の支払額	△69,332	△620
法人税等の還付額	—	25,933
営業活動によるキャッシュ・フロー	169,139	126,334
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,800	△2,412
有形固定資産の取得による支出	△1,840	—
無形固定資産の取得による支出	△134	—
短期貸付けによる支出	△30,000	—
長期貸付けの回収による収入	—	4,000
保険積立金の積立による支出	△4,566	△2,823
保険積立金の解約による収入	69,656	55
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,314	△1,181

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△26,702	36,740
長期借入れによる収入	70,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△133,438	△73,454
社債の償還による支出	△20,000	△20,000
リース債務の返済による支出	△375	△381
自己株式の取得による支出	△35,195	—
配当金の支払額	—	△17,690
財務活動によるキャッシュ・フロー	△145,711	25,214
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	53,742	150,367
現金及び現金同等物の期首残高	617,307	587,520
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 671,050	※1 737,888

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10～15年
工具器具備品	3～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。なお、主な償却期間は5年であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間要支給額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当中間会計期間における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失の見込額を計上することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 準委任契約等（派遣契約含）

準委任契約等はサービス支援であるため、契約に定める履行義務の進捗に基づき収益認識を行っております。

(2) 請負契約

請負契約は、要件定義、各種設計（基本設計、プログラム設計、その他設計）、プログラム開発、及び関連事業（テスト報告等）ならびに、社会環境調査部門が実施する各種調査案件に係るものになります。

請負契約の収益認識は、短期、少額の案件を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（中間貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産より控除されている減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	27,269千円	29,240千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
現金及び預金	127,500千円	127,500千円
計	127,500千円	127,500千円

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
短期借入金	50,000千円	80,000千円
計	50,000千円	80,000千円

※3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	150,000千円	180,000千円
差引計	50,000千円	20,000千円

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
役員報酬	79,810千円	78,900千円
給料手当	56,483千円	61,258千円
減価償却費	2,146千円	2,336千円
役員退職慰労引当金繰入額	7,077千円	7,746千円
賞与引当金繰入額	4,581千円	10,639千円

※3 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
有形固定資産	1,620千円	1,970千円
無形固定資産	525千円	365千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	906,000	—	—	906,000
合計	906,000	—	—	906,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	—	21,500	—	21,500
合計	—	21,500	—	21,500

(変動事由の概要)

2024年9月12日開催の取締役会決議による自己株式の取得 21,500株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	906,000	—	—	906,000
合計	906,000	—	—	906,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	21,500	—	—	21,500
合計	21,500	—	—	21,500

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	17,690	20	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
現金及び預金	1,012,438千円	1,081,791千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△341,388千円	△343,903千円
現金及び現金同等物	671,050千円	737,888千円

※2 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

社会環境調査事業における複合機（工具器具備品）であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債 (1年内償還予定を含む)	60,000	59,358	641
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	320,025	319,472	552
(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)	3,012	2,989	23
負債計	383,037	381,819	1,217

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
出資金	10,130

当中間会計期間 (2025年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債 (1年内償還予定を含む)	40,000	39,702	297
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	346,571	345,617	953
(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)	2,630	2,613	17
負債計	389,201	387,932	1,269

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当中間会計期間 (千円)
出資金	10,130

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

前事業年度 (2025年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	59,358	—	59,358
長期借入金	—	319,472	—	319,472
リース債務	—	2,989	—	2,989
負債計	—	381,819	—	381,819

当中間会計期間(2025年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	39,702	—	39,702
長期借入金	—	345,617	—	345,617
リース債務	—	2,613	—	2,613
負債計	—	387,932	—	387,932

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債(1年以内償還予定を含む)、長期借入金(1年以内返済予定を含む)及びリース債務(1年内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入及び社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2025年3月31日)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

当中間会計期間(2025年9月30日)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は賃貸借契約に基づき使用する事務所に対して、退去時における原状回復義務を有しております。しかし、現時点において事務所移転等の計画が未定であることから、事務所については資産除去債務を合理的に見積ることが極めて困難であるため、資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、情報システムソリューションサービス事業を営んでおり、財又はサービスの種類は、準委任契約等、請負契約であります。

(単位：千円)

区分	情報システムソリューションサービス	
	前中間会計期間	当中間会計期間
準委任契約等	2,099,878	2,087,769
請負契約	110,411	73,747
顧客との契約から生じる収益	2,210,290	2,161,516
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	2,210,290	2,161,516

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

準委任契約等はサービス支援等であり、企業が履行義務を充足するにつれて、顧客が便益を享受するものであるため、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

請負契約はシステム開発等の収益であり、作業が進むにつれて成果物の価値が増加し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されるため、ごく短期で少額な契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益の認識を行っております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例していると判断しているため、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	703,260	595,991
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	595,991	420,860
契約資産(期首残高)	116,075	—
契約資産(中間期末(期末)残高)	—	73,746
契約負債(期首残高)	145	—
契約負債(中間期末(期末)残高)	—	—

契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される請負契約において、中間期末(期末)日時点での進捗度の測定に基づき収益を認識しておりますが、未請求の作業に係る対価に対する権利に関するものであります。

契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、請負の引渡前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当中間会計期間において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社日立システムズ	822,156
株式会社JALインフォテック	263,541

(注) 1. 株式会社JALインフォテックは、2025年4月1日付でJALデジタル株式会社に社名変更しております。

2. 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメントの記載は省略しております。

当中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社日立システムズ	933,153
JALデジタル株式会社	223,062

(注) 1. 株式会社JALインフォテックは、2025年4月1日付でJALデジタル株式会社に社名変更しております。

2. 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメントの記載は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	697.81円	678.91円

	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	9.98円	1.10円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
1株当たり中間純利益		
中間純利益(千円)	9,025	970
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	9,025	970
普通株式の期中平均株式数(株)	903,886	884,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	617,216	600,497
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
(うち新株予約権)(千円)	(—)	(—)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	617,216	600,497
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末) の普通株式の数(株)	884,500	884,500

(重要な後発事象)

(事業の譲受)

当社は、2025年11月20日開催の取締役会において、株式会社エスティード・ジャパンが行うシステム開発やネットワーク構築、ITサポートを中心としたIT事業の譲受を決議し、同日付で事業譲渡契約書を締結いたしました。

1. 事業譲受の概要

(1) 事業譲受の目的

当社のサービス提供領域の拡大が図られるほか、新規顧客の獲得や販売チャネルの拡充が見込まれることから、本事業の譲受が当社の競争力強化及び収益基盤の安定化に寄与できるものと判断し、事業譲渡契約の締結をいたしました。

(2) 譲受先企業の名称及び事業内容

譲受先企業の名称 株式会社エスティード・ジャパン

譲受事業の内容 システム開発やネットワーク構築、ITサポートを中心としたIT事業

(3) 事業譲渡日

2026年1月1日

(4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	100,000千円
取得原価		100,000千円

3. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

4. 譲受事業の資産・負債の項目及び金額

本事業に関する資産及び負債は譲受の対象に含まれません。

5. 今後の見通し

本事業譲受が2026年3月期の当社業績に与える影響は現在精査中であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 12 月 23 日

株式会社 CCN グループ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中原 玄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

丸田 力也

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 CCN グループの 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 10 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 CCN グループの 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上